

丹波市中小企業者原油価格等高騰対策補助金のご案内

コロナ禍において原油価格・物価高騰の影響を受け、厳しい経営状況に直面している市内事業者の事業継続を支援するため、その事業の用に供するための燃料費等の一部を補助します。

▶ 交付対象者

交付対象となる方は、下記の要件すべてに該当する方です。

①	中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに規定する中小企業者であること（農林業者含む） ※組合、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等は中小企業者に含まれません。
②	丹波市内に本社または本店があること
③	令和4年6月30日以前に事業を開始していること
④	申請時において事業を営み、補助金受給後も引き続き当該事業を継続する意思があること
⑤	令和3年10月1日から令和4年6月30日の間に使用した <u>燃料費の総額が90万円以上</u> であること ※「新規開業者の特例」を利用される場合は、燃料費の総額が、開業月から令和4年6月までの月数×100,000円以上であること
⑥	市税を滞納していないこと

▶ 補助金の額

補助対象経費の合計額の10%（上限：30万円）

（市外事業所の燃料費も補助対象経費に含みます。）

※下記の補助金を受けた燃料費は補助対象外経費になります。

- ・福祉事業所原油価格等高騰対策補助金
- ・公共交通事業者原油価格高騰対策補助金
- ・児童福祉施設に係る光熱費高騰支援補助金

※丹波市指定管理施設で使用する燃料費は補助対象外経費になります。

※丹波市と委託等で契約している事業の燃料費は補助対象外経費になります。

➤ 提出書類

※提出書類チェックシートの順番に揃えて提出してください。

①	丹波市中小企業者原油価格等高騰対策補助金交付申請書兼請求書 (指定様式、法人①)
②	誓約書兼同意書 (指定様式、法人②)
③	燃料費計算シート (指定様式、法人③)
④	燃料費一覧 (指定様式、法人④)
⑤	燃料費一覧に記載されている分すべての請求書、領収書の写し ※添付台紙に「燃料費一覧」のNo.順に貼付け (A4サイズを除く)
⑥	業務利用車両分の車検証の写し (燃料費に車両利用分を含める場合)
⑦	事業開始から現在までの売上台帳の写し (新規開業特例の場合)
⑧	振込口座の通帳の表紙・見開き1ページ目の写し
※	市税の滞納のない証明書 (税務課又は支所にて申請交付。1通:300円) (②を提出の場合は不要ですが、早急な対応をご希望の方は提出ください。)

※必要に応じて確認や、上記以外の資料の提出を求められることがあります。
※書類に記載誤りがある場合、再提出いただくこととなりますのでご注意ください。

➤ 申請期限

令和4年10月31日(月) ※必着

➤ 申請方法

郵送、または持参で提出してください。

<提出先>

〒669-4192 丹波市春日町黒井 811 番地 産業経済部 商工振興課
--

➤ お問い合わせ先

産業経済部 商工振興課 TEL: 0795-74-1464
※農林業者の方は、農林振興課 TEL 0795-74-1465 へお問い合わせください。